

別紙

「快適トイレの導入に関する試行について」（令和３年３月 31 日付２農振第 3801 号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知） 新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後		現 行	
快適トイレの導入に関する試行について		快適トイレの導入に関する試行について	
1 ～ 2 〔略〕		1 ～ 2 〔略〕	
（別紙 1 ） 特別仕様書記載例		（別紙 1 ） 特別仕様書記載例	
1 〔略〕		1 〔略〕	
2 特別仕様書		2 特別仕様書	
建設現場環境の整備に必要な費用について、特別仕様書において次の記載例のとおり明示すること。		建設現場環境の整備に必要な費用について、特別仕様書において次の記載例のとおり明示すること。	
（記載例）		（記載例）	
項 目	内 容	項 目	内 容
第○章 その他		第○章 その他	
○. 現場環境の改善の試行	本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。 （１）内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ア 様式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする） 【付属品として備えるもの】 キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鏡と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化	○. 現場環境の改善の試行	本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。 （１）内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ア 様式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする） 【付属品として備えるもの】 キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鏡と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化

別紙

「快適トイレの導入に関する試行について」（令和３年３月 31 日付 2 農振第 3801 号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知） 新旧対照表

	タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等） （２）快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）※までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。 ※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。 （３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。
（別紙 2）[略]	

	タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等） （２）快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）※までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。 ※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。 （３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。
（別紙 2）[略]	